

平 3 0 教 職 第 7 8 6 号
平成 3 1 年 (2019年) 3 月 1 8 日

各市町立小・中学校長
各 県 立 学 校 長 様
下 関 商 業 高 等 学 校 長

山口県教育庁教職員課長

勤務公署が複数にわたる場合の通勤手当の取扱いについて（通知）

このことについて、平成 3 1 年 4 月 1 日以降は別紙のとおり通勤手当を取り扱うこととしましたので、職員へ周知されるとともに、事務処理に遺漏のないようお願いします。

（調整班学校給与グループ）
TEL 083(933)4545
FAX 083(933)4559

勤務公署が複数にわたる場合の通勤手当の取扱いについて

1 対象となる者

兼務承諾書において兼務を承認した職員で、高速道路を利用せず自家用車で通勤する者。

2 通勤距離

一週間あたりの加重平均により片道の通勤距離を計算する。

一週間あたりの加重平均が取れない場合は、勤務周期により計算する。
(算定例3を参照)

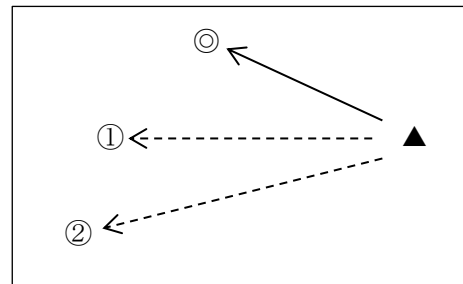
算定例1

▲職員の住居

- ◎本 務 校 (週3回) 片道29.8km
- ①兼 務 校 1 (週1回) 片道37.7km
- ②兼 務 校 2 (週1回) 片道42.1 km

$$(29.8 \times 3 + 37.7 + 42.1) \div 5 = 33.84$$

通勤距離：片道 33.84 km



算定例2

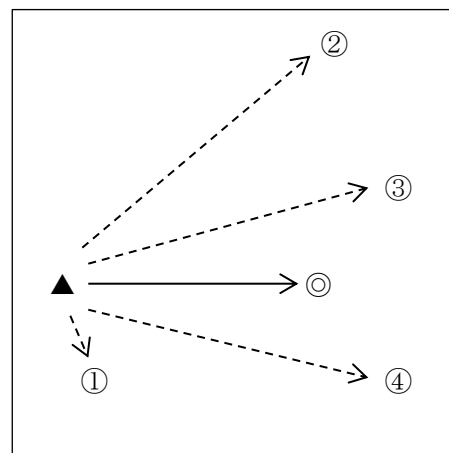
▲職員の住居

- ◎本 務 校 (週1回) 片道 11.3 km
- ①兼 務 校 1 (週1回) 片道 1.9 km
- ②兼 務 校 2 (週1回) 片道 16.5 km
- ③兼 務 校 3 (週1回) 片道 16.5 km
- ④兼 務 校 4 (週1回) 片道 16.5 km

$$(11.3 + 16.5 + 16.5 + 16.5) \div 5 = 12.16$$

※通勤距離が片道2km未満のものについては、距離の合計に含めない。

通勤距離：片道 12.16 km

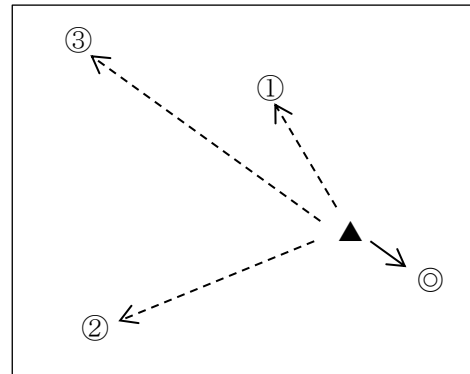


算定例 3

▲ 職員の住居

- ◎ 本 務 校（週 2 回） 片道 2.6 km
- ① 兼 務 校 1（週 2 回） 片道 10.7 km
- ② 兼 務 校 2（2 週 1 回）片道 19.0 km
- ③ 兼 務 校 3（2 週 1 回）片道 23.0 km

月	火	水	木	金
◎	①	◎	①	②
◎	①	◎	①	③



$$(2.6 \times 4 + 10.7 \times 4 + 19.0 + 23.0) \div 10 = 9.52$$

通勤距離：片道 9.52 km

算定例 4

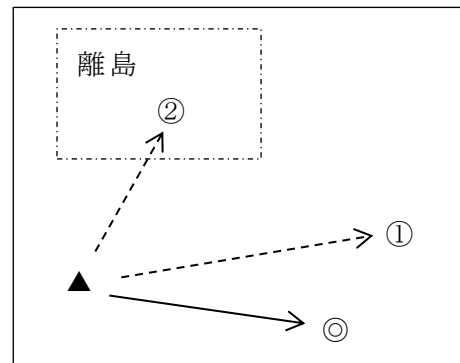
▲ 職員の住居

- ◎ 本 務 校（週 2 回）片道 37.5 km
- ① 兼 務 校 1（週 2 回）片道 43.7 km
- ② 兼 務 校 2（週 1 回）

$$(37.5 \times 2 + 43.7 \times 2) \div 4 = 40.6$$

※ 船賃の必要な離島の場合は通勤とせず、
旅行命令による旅費対応とする。

通勤距離：片道 40.6 km



3 その他

- ① 通勤距離は、職員の住居から勤務公署までに至る経路のうち一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。
- ② 事実発生日は、兼務承諾書に記載されている期間の始期とすること。
- ③ 当初認定と比べて著しく通勤状況が変更になる場合には、状況に応じて通勤手当額の見直しを行うこと。
- ④ 本取扱いにより難しい場合、又は取扱いに疑義がある場合は、所属で判断せず、教職員課に照会すること。